

大和市告示第59号

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

第9条第2号中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同条第3号中「第29条の7第2項第9号イ」を「第29条の7第2項第8号イ」に、「及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）」を「及び国民健康保険法施行令」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号及び第3号に係る減免期間は、当該旧被扶養者の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの期間とする。

第10条の見出し中「応益割額」を「均等割額及び平等割額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、この要綱の施行前に旧被扶養者としての資格を取得した者にも適用する。